

901-0211
沖縄県浦添市牧港5丁目2-1

沖電 太郎 様

※大切なお知らせになります。
必ず最後までお読みください。

(発信人)
901-0211
沖縄電力株式会社 ●●支店
営業サービスグループ
沖縄県浦添市牧港5丁目2-1

太陽光発電からの電力買取契約の終了について（お知らせ）

—再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に基づく買取期間の満了について—

平素より弊社サービスに格別のご愛顧を賜り、誠に有難うございます。

さて、お客さまが弊社とご契約いただいております下記の電力受給契約につきまして、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT制度」※といいます。）により定められた買取期間が満了することに伴い、現在のご契約に基づく電力買取りが間もなく終了いたします。

つきましては、買取期間満了後のお手続き等につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

※FIT（フィット）制度について

- ✓「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「FIT法」といいます。）に基づき、太陽光発電等の再生可能エネルギーで発電した電気を、一定価格・一定期間で電力会社が買取を義務付ける制度です。
- ✓国が定める価格および期間は再生可能エネルギーの種類等によって異なり、FIT法にもとづく買取期間は2019年11月より各発電設備のご契約に応じて順次満了をむかえます。なお、発電設備を譲り受けられた場合等においては、以前の所有者が売電されていた期間も積算されるため、お客さまご自身の売電期間が国が定める買取期間に満たない場合があります。

（１）現在のご契約内容 （2019年 6月 3日 現在）

ご契約名義	沖電 太郎 様	電気番号	*****-***-**-*
発電設備区分	太陽光発電	受給最大電力	** kW
買取起算日	2009年 11月 1日	設備ID	*****147
現在の買取先	沖縄電力株式会社(小売電気事業者)		
受電地点特定番号	10-*****-*****-*****-0000		
設置場所住所	沖縄県浦添市牧港5丁目2-1		

なお、現在のご契約にもとづく過去12ヶ月の買取実績は以下のとおりです。 (単位:kWh)

2018年6月	109	2018年7月	80	2018年8月	65
2018年9月	67	2018年10月	43	2018年11月	74
2018年12月	76	2019年1月	43	2019年2月	54
2019年3月	54	2019年4月	91	2019年5月	88

（２）現在のご契約に基づく買取期間満了日

現在のご契約に基づく買取期間満了日は 2019年 11月 1日 です。

(FIT制度に基づく買取起算日から 120ヶ月経過した直後の検針日の前日となります。)

（３）買取期間満了後の余剰電力の活用方法

①自家消費		②相対・自由契約	
	※自家消費を拡大した場合でも余剰電力が発生する可能性がありますので、いずれかの小売電気事業者等と買取契約を締結することをおすすめします。		※売電する小売電気事業者等は選ぶことができ、弊社以外の小売電気事業者等とも買取契約を締結することが可能です。

なお、太陽光発電の買取期間満了に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ「どうする？ソーラー」でわかりやすく紹介されております。売電が可能な小売電気事業者等はこちらでも確認できます。

<資源エネルギー庁WEBサイト> ※ [「どうする？ソーラー」](#) で検索、または右の二次元バーコードを読み取り

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

<資源エネルギー庁 問い合わせ窓口>

0570-057-333 [受付時間 9:00 ~ 18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)]



《裏面もご確認ください》

(4) 買取期間満了後のお手続きについて

➤ 弊社以外の小売電気事業者等への売電を希望される場合
ご契約を希望される小売電気事業者等に直接、お申込みください。

なお、お手続きには一定の時間を要する可能性がありますので、早めのお手続きをおすすめいたします。
売電可能な小売電気事業者は、「どうする？ソーラー」でもご確認いただけます。

＜資源エネルギー庁WEBサイト＞ ※ [どうする？ソーラー](#) で検索、または右の二次元バーコードを読み取り

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/



➤ 弊社への売電継続を希望される場合

弊社へのお申込み等の手続きは不要です。買取期間満了日までに特段の意思表示がなく、かつ他の小売電気事業者等との売電契約の締結を希望されない場合は、『再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱〔小売買取〕』にもとづき、(5)に記載の新たな条件により弊社が継続して買取いたします。

なお、弊社による新たな条件に基づく買取が開始された後であっても、**売電契約先を自由に変更することが可能**です。売電先変更に伴う違約金等は発生しません。

(5) 弊社に継続して売電する場合のご契約条件

弊社への売電を希望される場合の新しい買取単価等、買取条件は以下のとおりです。弊社への売電を希望される場合は、お申込み等の手続きは不要です。(買取期間満了日までに特段の意思表示が無い場合は、以下の契約条件により弊社が継続して買取いたします。)

なお、弊社による継続買取開始後も、**売電契約先を自由に変更することが可能**です。売電先変更に伴う違約金等は発生しません。

買取単価	※ 円 (税込)
	※ 買取単価は本書作成日時点の買取単価であり、変更する場合があります。この場合、予め変更後の買取単価を弊社ホームページにてお知らせするものとし、買取単価は上記によらず変更後の買取単価によるものといたします。
	※ 上記買取単価には非化石価値相当額を含みます。
	※ 消費税率は10%にて計算しています。
契約期間	(2) の買取期間満了日の属する年度の末日までとし、以降、1年毎の自動継続といたします。
非化石価値の帰属	全て弊社に帰属するものといたします。

その他のご契約条件については、『再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱〔小売買取〕』によります。契約要綱およびサービス詳細については、弊社ホームページをご確認ください。

＜沖縄電力WEBサイト＞ <http://www.okiden.co.jp/business-support/purchase/instruction/index.html>

※ [沖縄電力 買取終了](#) で検索、または右の二次元バーコードを読み取り



(6) お問い合わせ先

TEL: 0120-586-391 [受付時間 月～金 8:30～17:00(下記休日を除く)]

(祝日、慰霊の日(6/23)、旧盆(旧暦7/15)、年末年始(12/29～1/3))

※お問い合わせに際し、『FIT(フィット)買取終了について』と仰って頂きますと、ご案内がスムーズです。

(ご注意ください) いずれの小売電気事業者等とも売電契約がない場合の余剰電力の取り扱いについて

FIT制度にもとづく買取期間満了後、いずれの小売電気事業者等との売電契約がない場合、その余剰電力は当社送配電部門による**無償引取りとなります**。なお、無償引取りの措置はあくまで一時的な対応であるため、できるだけ速やかに売電先となる小売電気事業者等を見つけ売電契約を締結してください。

本書類は、現在の買取契約に基づく買取期間の満了、および新たな条件に基づく弊社による買取内容を記す書類となりますので、大切に保管してください。